

お客様へのご案内

自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合、お客様から委託されたことを証する書面が必要となります。（自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条による。）

つきましては、下記事項についてご確認いただき、□にチェックをお願い致します。

----- 以下、お客様ご記入欄 -----

☐ 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供することを委託します。

※ 「電磁的方法」とは：紙による関係書類の提出に代えて、電子データにより登録情報処理機関へ送信するものです。

車台番号

ご記入日 年 月 日

契約者の氏名 印
(社名) ※記名・押印又は自署

--